

● 熱中症を防ぐために！ ●

—昨年、昨年と、神奈川県内でも熱中症（労働災害）で亡くなられた方がいるようですが、これから暑い夏場を迎えるにあたり、熱中症を予防するにはどのようなことに注意すればよろしいでしょうか？

熱中症とは、高温多湿の環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウム等）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害です。医学的には症状と重症度によって、Ⅰ度（軽症）・Ⅱ度（中等症）・Ⅲ度（重症）に分類され、かつ、熱痙攣・熱失神・熱疲労及び熱射病に診断分類されます。

熱中症は夏季を中心に、高温多湿の環境下であれば屋内屋外を問わず、どのような場所でも発生するおそれがあります。しかし、ややもすると軽くみられがちですが、軽度の症状から短時間で重症化することがあり、死に至ることもあります。神奈川県内では、平成22年：3名、23年：2名の方が労働災害で亡くられています。

熱中症は、その発生原因がはっきりしていることから、適切な予防・処置を講じることで発生を防ぐことができます。

では、これからの高温多湿の季節を控えて、職場ではどのような点に注意すればよいのでしょうか？

職場における熱中症の予防法としては、

1. 管理監督者は熱中症に対する危険性・危機意識を持つ
 2. 管理監督者は夏場の作業環境に気を配り、かつ、作業工程等に十分気をつける
- 具体的には、①高温多湿の作業場では連続作業時間を短くする ②WBGT値の低減を図る（WBGTとは：湿球黒球温

度（℃）、作業者が受ける温熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数。気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮して総合的に評価する） ③最も暑い時間帯での作業内容を考え、温熱条件が劣悪な場合は作業を中断する ④休憩をこまめに取る ⑤水分・塩分を確実に摂取できる体制と、確実に摂取する指導 ⑥作業環境の改善策としてスポットクーラー、送風機、ウォータークーラー及び休憩室のクーラー設置等

3. 作業者は自身の健康管理に気を配るとともに、熱中症に関する意識を高める

また、作業者が注意する具体的な内容は、①透湿性・通気性のよい衣類を着用する ②水分・塩分を確実に摂る ③食事（三食）を抜かない ④夜更かしをしない ⑤飲み過ぎない（二日酔い厳禁） ⑥休日のレジャー等で疲労を溜めない

等々、ポイントとなる項目を挙げましたが、詳しくは神奈川労働局及び労働基準監督署に「熱中症を防ごう！」のパンフレットが常備されていますのでご確認ください。また、下記URLからダウンロードできますのでご利用ください。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/06/dl/h0616-1b.pdf>

また、当機関誌H23年6月号の人事・労務相談Q&A「職場の熱中症予防」も併せてご参照ください。

● 定期健康診断に係る「常時使用する労働者」とは？ ●

労働安全衛生法上の定期健康診断の対象は、「常時使用する労働者」とありますが、「常時使用」とはどの範囲までを指しているのでしょうか？

労働安全衛生関係法令では、「常時使用する労働者」という条文が多くあります。この「常時使用する労働者」には2種類の定義があり、一つは事業場の規模を表すときの労働者数であり、二つ目は定期健康診断の実施が義務づけられている労働者数であります。

まず、一つ目は政令では産業医、衛生管理者を選任すべき事業場については、「常時50人以上の労働者を使用する事業場とする」と定められています。また、施行令第2条の総括安全衛生管理者を選任すべき事業場については、「常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする」と規定されていますが、この場合は「日雇労働者、パートタイマーの臨時的労働者の数を含めて、常態として使用する労働者の数が本条各号に掲げる数以上であること」（昭和47.9.18基発第602号）と示されています。また、労働者派遣法第45条第1項で「派遣中の労働者を当該派遣先の事業にもまた使用される労働者とみなす」とされていることから、一つ目の「常時」については、派遣社員を含めたすべての労働者が含まれることとなります。

一方、ご質問の定期健康診断については、安衛法第66条及

び安衛則第44条に「事業者は、『常時』使用する労働者に対し1年以内ごとに……健康診断を行わなければならない」と規定されています。そこで、「常時」についてみると、具体的な労働者の範囲は法律には明確な規定はありませんが、行政通達「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」（平成5.12.1基発第663号）及び「同法律の一部を改正する法律の施行について」（平成19.10.1基発第1001016号）により、健康診断を実施すべき労働者の範囲が明確に定められました。

- ①雇用期間の定めのない者
- ②契約期間が1年以上である者
- ③契約更新により1年以上引き続き使用されている者
- ④契約更新により1年以上使用されることが予定されている者であり、かつ、その者の1週間の所定労働時間が、当該事業場において同種の業務に従事する通常労働者の1週間の所定労働時間の3/4以上であること

となっています。また、同通達で1週間の所定労働時間が通常労働者の1/2以上の場合には実施することが望ましいとなっています。

◎お知らせ

5月28日(月) 第2回 安全衛生管理実践セミナーを開催します。

(テーマ：熱中症を防ぐために！)

詳しくは、(公社) 神奈川労務安全衛生協会のホームページをご覧ください。

<http://www.roa-neikyoo.or.jp>